

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号 4 条に基づいて、当事業所が説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス豊橋西
所在地	愛知県豊橋市牟呂町字松崎 15 番地
指定事業所番号	2372000030
電話番号	0532-39-7751
FAX	0532-39-1556
管理者氏名	平尾 岳大
サービス提供地域	豊橋市

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024 年 4 月 13 日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	介護支援専門員兼務	業務の統括管理
介護支援専門員	13 人	常勤 12 名 非常勤 1 名	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	年中無休（ただし、1 月 1 日～1 月 3 日は休業）
営業時間	9 時～17 時 30 分
備考	特定事業所加算Ⅱ 取得事業所 24 時間体制を確保し、必要に応じて利用者や家族の相談に対応する体制を確保します。

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当たり、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合はご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により、担当介護支援専門員を交代する場合は事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に提出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額		
サービス 利用料	介護度 1・2 介護度 3・4・5	16,662 円 19,980 円	特定事業所加算Ⅱ、医療介護連携加算により 5,574 円の加算になります。
加算項目	初回加算 入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院時情報連携加算（Ⅱ） 緊急時等居宅カンファレンス加算 通院時情報連携加算 ターミナルケアマネジメント加算	3,063 円 2,552 円 2,042 円 2,042 円 510 円 4,084 円	退院・退所加算 ・退院退所 Ⅰ1 4,594 円 ・退院退所 Ⅰ2 6,126 円 ・退院退所 Ⅱ1 6,126 円 ・退院退所 Ⅱ2 7,657 円 ・退院退所 Ⅲ 9,189 円
交通費	実施地域を超えた地点から片道で 15 km 未満は 300 円 15 km以上は 500 円		サービス提供地域以外は、実費ご負担いただきます。

- * 全額給付のため、利用者負担はありません。
 ※ 地域区分（7級地）1単位：10,21円（端数切捨て）

9. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	コープあいち福祉サービス豊橋西 平尾 岳大
窓口開設時間	9時～17時30分
電話番号	0532-39-7751
FAX番号	0532-39-1556

- (2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
東三河広域連合	0532-26-8471

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 平尾 岳大

- (2) 法人として**虐待防止委員会を設置し**、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業者に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の下承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名をお伝えください。

(5) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

(6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。前6ヶ月間に、ケアプランに位置付けた以下のサービスの割合をご説明いたします。

①訪問介護、（地域密着）通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合。

②訪問介護、（地域密着）通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。

① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は次の通りです。

訪問介護	28.6 %
通所介護	42.6 %
地域密着型通所介護	19.6 %
福祉用具貸与	60.6 %

② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の、各サービス毎の同一事業所によって提供されたものの割合は次の通りです。

訪問介護	コープあいち 56.1%	ア-サポート 11.0%	虹の森豊橋 5.5%
通所介護	コープあいち 10.4%	はた楽でい 8.5%	汐田デイ 8.3%
地域密着型通所介護	よしだがた 14.4%	おんぷ 9.6%	寄り合い 8.9%
福祉用具貸与	コープあいち 45.0%	トーカイ 20.5%	フランスベッド 12.1%

13. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index/php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス豊橋北
所在地	愛知県豊橋市朝丘町 132 番地
指定事業所番号	2372001954
電話番号	0532-21-8481
FAX	0532-21-8485
管理者氏名	安藤 裕子
サービス提供地域	豊橋市

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 （2024年4月1日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1人	主任介護支援専門員兼務	業務の統括管理
主任介護支援専門員	2人以上	常勤3人	ケアマネジメント業務
介護支援専門員	3人以上	常勤7人	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	年中無休（但し1月1日～1月3日は休業）
営業時間	午前9時から午後5時30分まで
備考	24時間電話対応を確保し、かつ必要に応じて利用者や家族の相談に対応する体制を確保します。

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口提出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	介護度 1・2 17,663 円 介護度 3・4・5 20,981 円	特定事業所加算Ⅰ、特定事業所医療介護連携加算により、6,575 円の加算になります。
加算項目	初回加算 3,063 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,552 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,042 円 退院・退所加算ⅠⅠ、ⅡⅠ、ⅠⅡ、ⅡⅡ、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円 通院時情報連携加算 510 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所ⅠⅠ 4,594 円 ・退院退所ⅡⅠ 6,126 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所ⅠⅡ 6,126 円 ・退院退所ⅡⅡ 7,657 円 ・退院退所Ⅲ 9,189 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	実施地域を超えた地点から、片道 15 km 未満は 300 円、15 km以上は 500 円	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 全額給付のため、利用者負担はありません。

※ 地域区分(7級地) 1単位：10,21円(端数切捨て)

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	コープあいち福祉サービス豊橋北	安藤裕子
窓口開設時間	9時～17時30分	
電話番号	0532-21-8481	
FAX番号	0532-21-8485	

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
東三河広域連合介護保険課	0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 安藤裕子
-------------	----------

- (2) 法人として**虐待防止委員会を設置し**、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業者に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の上承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。
- (5) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

(6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	30.2 %
通所介護	37.8 %
地域密着型通所介護	24.9 %
福祉用具貸与	75.7%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位3位は次の通りです。

訪問介護	コープあいち 37.0%	ヘルパーステーション花桃 14.9%	ヘルパーステーション アイリス 10.1%
通所介護	コープあいち デイサービス新川 13.4%	デイリハビリセンター整友 会デイサービス 11.9%	ゆかいな仲間ひより 9.7%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター花桃 17.6%	セリジェ 16.9%	いるかの家 15.9%
福祉用具貸与	コープあいち 44.5%	株式会社トーカイ 17.2%	有限会社シルバーアテンダ 12.5%

※前6か月は2023年9月～2024年2月となります。

17. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index/php>

介護サービス情報公表システム

検索



サービス契約にあたり、重要事項説明書の説明をしました。

説明日	年 月 日
住所	愛知県豊橋市朝丘町 132 番地
事業所名	コープあいち福祉サービス豊橋北
説明者	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

説明日	年 月 日
住所	
氏名	印

ご家族

説明日	年 月 日
住所	
氏名	印
利用者様との続柄	

代理人

説明日	年 月 日
住所	
氏名	印

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス豊川居宅
所在地	愛知県豊川市西塚町 2 丁目 6 番地
指定事業所番号	2372600474
電話番号	0533-85-4686
F A X	0533-85-7210
管理者氏名	高和 節子
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	豊川市

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 （2019年2月4日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	5 人以上	常勤 4 非常勤 1	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日休み）但し、12月30日～1月3日を除く
営業時間	午前9時から17時30分（転送電話にて24時間対応致します）
備考	特定事業所加算Ⅱ 取得事業所 24時間体制を確保し、必要に応じて利用者や家族の相談に対応する体制を確保します。

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	介護度 1・2 15,386 円 介護度 3・4・5 18,704 円	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。
加算項目	初回加算 3,063 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,552 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,042 円 退院・退所加算Ⅰイ、Ⅱイ、Ⅰロ、Ⅱロ、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円 通院時情報連携加算 510 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰイ 4,594 円 ・退院退所Ⅱイ 6,126 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰロ 6,126 円 ・退院退所Ⅱロ 7,657 円 ・退院退所Ⅲ 9,189 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	無料	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(7級地)1単位：10.21円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	高和 節子
窓口開設時間	9時～17時30分 以降は転送されます。
電話番号	0533-85-4686
FAX番号	0533-85-7210

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
東三河広域連合	0532-26-8471

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 高和 節子
-------------	-----------

- (2) 法人として**虐待防止委員会を設置し**、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業者に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

(6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	29.4%
通所介護	41.7%
地域密着型通所介護	19.4%
福祉用具貸与	50.6%

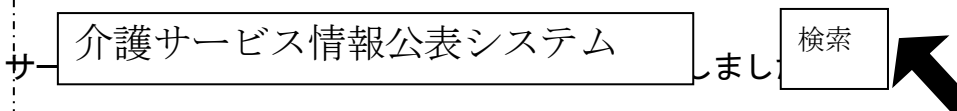
② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位3位は次の通りです。

訪問介護	・コープあいち 福祉サービス豊川 39.9%	・インクオリア 14.9%	・ライフガーデン 10.5%
通所介護	・デイサービスさつきの湯 10.0%	・デイサービスかえで 9.5%	・ビーフィット豊川 9.5%
地域密着型通所介護	・デイサービスさくら屋 24.0%	・デイサービス四ツ谷 22.1%	・ふくらはぎ健康タオ 11.3%
福祉用具貸与	・コープあいち 福祉用具豊橋 52.0%	・トーカイ豊川 18.0%	・エコワークス 8.0%

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス新城
所在地	愛知県新城市西新町 12 番地 1
指定事業所番号	2374000277
電話番号	0536-24-1811
F A X	0536-24-1855
管理者氏名	田村 陽子
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	新城市ただし、旧作手村と旧鳳来町の一部を除く。旧鳳来町の通常の事業の実施地域は次の地域とする：長篠、乗本、富栄、大野、富保、横川、門谷、玖老勢。

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号 (代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2024年4月1日現在)

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤 (介護支援専門員を兼務)	業務の統括管理
介護支援専門員	3 人	(うち 1 名管理者と兼務)	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (日曜日休み) 但し、12 月 30 日～1 月 3 日を除く
-----	---------------------------------------------

営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	24 時間電話対応

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月 1 回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に 1 回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	特定事業所加算Ⅲ 介護度 1・2 14,385 円 介護度 3・4・5 17,703 円	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。
加算項目	初回加算 3,063 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,552 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,042 円 退院・退所加算Ⅰ1、Ⅱ1、Ⅰ2、Ⅱ2、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円 通院時情報連携加算 510 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰ1 4,594 円 ・退院退所Ⅱ1 6,126 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰ2 6,126 円 ・退院退所Ⅱ2 7,657 円 ・退院退所Ⅲ 9,189 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(7級地)1単位：10.21円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	コープあいち福祉サービス新城 田村 陽子
窓口開設時間	9時～17時30分 以降は転送されます
電話番号	0536-24-1811
FAX番号	0536-24-1855

- (2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
東三河広域連合 介護保険課	0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田村 陽子
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備し従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業者に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

(7) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できるようになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護サービス情報公表システム

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービスひな居宅
所在地	岡崎市日名南町 20 番地 3
指定事業所番号	2 3 7 2 1 0 4 3 1 1
電話番号	0564-66-0410
F A X	0564-66-0732
管理者氏名	久木野宏隆
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	岡崎市

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 (2024 年 8 月 1 日現在)

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	5 人	常勤 4 人、非常勤 1 人	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日休み） 但し 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	特定事業所加算Ⅱ 取得事業所

	24 時間体制を確保し、必要に応じて利用者や家族の相談に対応する体制を確保しています。
--	---------------------------------------------

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月 1 回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に 1 回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	介護度 1・2 15,702 円 介護度 3・4・5 19,089 円	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。
加算項目	初回加算 3,126 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,605 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,084 円 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,168 円 通院時情報連携加算 521 円	特定事業所加算Ⅱにより 4,386 円加算になります。 ※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰ 4,689 円 ・退院退所Ⅱ 6,252 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰ 6,252 円 ・退院退所Ⅱ 7,815 円 ・退院退所Ⅲ 9,378 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	無料	提供地域を越えた地点から、片道 15キロメートル未満は300円 15キロメートル以上は500円

* 全額給付のため、利用者負担はありません。地域区分(6級地) 10,42円(端数切捨て)

9. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	久木野 宏隆
窓口開設時間	9時～17時30分 以降は、転送されます。
電話番号	0564-66-0410
FAX番号	0564-66-0732

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
岡崎市役所 介護保険課担当窓口	0564-23-6682

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 久木野 宏隆
-------------	------------

- (2) 法人として**虐待防止委員会を設置し**、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備し従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業員に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

(4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。

(5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	34.9%
通所介護	34.7%
地域密着型通所介護	27.4%
福祉用具貸与	67.3%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位3位は次の通りです。

③

訪問介護	コープあいち福祉サービスひな 51%	KOP だいわ 9.6%	シルバーネット 9.2%
通所介護	ツクイ岡崎大樹寺 26.2%	ケアパートナー岡崎 14.0%	デイサービス虹 10.5%
地域密着型通所介護	コープあいちデイサービスひな 25.6%	あずま家アップ 19.4%	デイサービスはなのき岡崎北店 10.0%
福祉用具貸与	コープあいち福祉用具・岡崎 28.1%	(株) ナンブ 11.8%	東海エイド岡崎 11.8%

(6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護サービス情報公表システム

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス安城
所在地	愛知県安城市大役田 3 4 ^ 1 9
指定事業所番号	2 3 7 2 1 0 0 3 4 2
電話番号	0566-95-5321
F A X	0566-99-1170
管理者氏名	竹尾 晃史
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	安城市、西尾市 碧南市 知立市 刈谷市

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市中区東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号 (代表)	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 (2024年9月1日現在)

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤 (介護支援専門員を兼務)	業務の統括管理
介護支援専門員	4 人	(うち 1 名管理者と兼務)	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (日曜日休み) 但し 12 月 29 日~1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	24 時間電話対応

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	介護度 1・2 14,681 円 介護度 3・4・5 15,702 円	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。
加算項目	初回加算 3,126 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,605 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,084 円 退院・退所加算Ⅰ1、Ⅱ1、Ⅰ2、Ⅱ2、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,168 円 通院時情報連携加算 521 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰ1 4,689 円 ・退院退所Ⅱ1 6,252 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰ2 6,252 円 ・退院退所Ⅱ2 7,815 円 ・退院退所Ⅲ 9,378 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	無料	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(6級地)1単位:10.42円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	竹尾 晃史
窓口開設時間	9時～17時30分 以降は転送対応
電話番号	0566-95-5321
FAX番号	0566-99-1170

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
安城市 介護保険相談窓口 高齢福祉課	0566-71-2290

西尾市 介護保険相談窓口 長寿課	0 5 6 3 - 5 6 - 2 1 1 1
刈谷市 介護保険相談窓口 福祉健康部長寿課	0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 1 3
碧南市 介護保険相談窓口 高齢介護課	0 5 6 6 - 4 1 - 3 3 1 1
知立市 介護保険相談窓口 長寿介護課	0 5 6 6 - 8 3 - 1 1 1 1

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 竹尾 晃史
-------------	-----------

- (2) 法人として**虐待防止委員会を設置し**、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備し従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業員に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので承認を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

(4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。

(5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

(6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	35.5%
通所介護	55.0%
地域密着型通所介護	9.0%
福祉用具貸与	74.7%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位3位は次の通りです。

訪問介護	・ コープあいち 福祉サービス安城 49.8%	・ ちあいヘルパーケア 8.4%	・ ヘルパーステーション 小川の里 8.0%
通所介護	・ デイサービスセンター 小川の里 12.4%	・ アクティブケア咲の 樹 10.6%	・ デイサービス月の輝き 10.3%
地域密着型通所介護	・ ケアセンターうらら 27.0%	・ デイサービスアルク オーレ安城横山 23.8%	・ デイサービスさくら 15.9%
福祉用具貸与	・ コープあいち 福祉用具・岡崎 26.6%	・ 東海エイド安城 20.4%	・ かいごやさん安城店 18.3%

(令和6年8月末日現在)

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できるようになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護サービス情報公表システム

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス蒲郡
所在地	蒲郡市水竹町横枕 3 番地 1
指定事業所番号	2 3 7 3 3 0 0 4 8 8
電話番号	0 5 3 3 - 6 7 - 1 8 1 1
F A X	0 5 3 3 - 6 7 - 1 8 1 2
管理者氏名	荻野 景子
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	蒲郡市・額田郡幸田町・豊川市一部：旧御津町

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市中区東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等（2018年 4月1日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	介護支援専門員兼務	業務の統括管理
介護支援専門員	4 人	常勤 4 名	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日定休）12月30日～1月3日は休み
営業時間	8時30分～17時00分
備考	特定事業所加算Ⅱ 取得事業所 24時間体制を確保し、必要に応じて利用者や家族の相談に対応する体制を確保します。

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額 (地域加算含む)		
サービス 利用料	介護度 1・2	15386 円	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。
	介護度 3・4・5	18704 円	
加算項目	初回加算	3,063 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰイ 4,594 円 ・退院退所Ⅱイ 6,126 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰロ 6,126 円 ・退院退所Ⅱロ 7,657 円 ・退院退所Ⅲ 9,189 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,552 円	
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,042 円	
	退院・退所加算Ⅰイ、Ⅱイ、Ⅰロ、Ⅱロ、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。)		
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円	
	ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円	
	通院時情報連携加算	510 円	
交通費	無料		サービス提供地域以外は、実費ご負担いただきます。

* 全額給付のため、利用者負担はありません。

9. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	コープあいち福祉サービス蒲郡 荻野景子
窓口開設時間	8時30分～17時00分 以降は転送されます
電話番号	0533-67-1811
FAX番号	0533-67-1812

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
東三河広域連合 介護保険課	0532-26-8471
幸田町 介護保険相談窓口 福祉介護課	0564-63-5112
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の、利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 荻野景子
-------------	----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) **身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に**、従業員に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。

- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当している居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えてください。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。前6ヶ月間に、ケアプランに位置付けた以下のサービスの割合をご説明いたします。
- ①訪問介護、(地域密着)通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合。
 - ②訪問介護、(地域密着)通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。
- (6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画(BCP)計画を策定しています。

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<http://www.kaigokensaku.jp/23/>

[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス春日井居宅
所在地	愛知県春日井市八田町 7-1-13 坂井ビル 2 階
指定事業所番号	2372500799
電話番号	0568-84-9111
F A X	0568-84-8981
管理者氏名	許田 征仁
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	春日井市・瀬戸市・名古屋市（守山区・北区）・小牧市・豊山町

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 （2024年6月1日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	5 人以上	（うち 1 名管理者と兼務）	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日休み） 但し 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	24 時間電話対応

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	特定事業所加算Ⅱ 介護度 1・2 15,702 円 介護度 3・4・5 19,089 円	特定事業所加算Ⅱにより 4,386 円の加算になります。
加算項目	初回加算 3,126 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,605 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,084 円 退院・退所加算Ⅰ1、Ⅱ1、Ⅰ2、Ⅱ2、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,168 円 通院時情報連携加算 521 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰ1 4,689 円 ・退院退所Ⅱ1 6,252 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰ2 6,252 円 ・退院退所Ⅱ2 7,815 円 ・退院退所Ⅲ 9,378 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	無料	

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(6級地)1単位:10.42円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	許田 征仁
窓口開設時間	9時～17時30分
電話番号	0568-84-9111
FAX番号	0568-84-8981

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-955-1227
名古屋市 市役所 介護保険課	052-972-2595
春日井市役所 介護・高齢福祉課	0568-85-6921

北区 区役所 福祉課	0 5 2-9 1 7-6 5 2 6
守山区 区役所 福祉課	0 5 2-7 9 6-4 6 0 5
小牧市役所 介護保険課	0 5 6 8-7 6-1 1 9 3
瀬戸市 高齢者福祉課	0 5 6 1-8 8-2 6 2 1
豊山町 福祉課	0 5 6 8-2 8-0 1 0 0

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 許田 征仁
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) **身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に**、従業員に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。

- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。
- (6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

17. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス小牧居宅
所在地	愛知県小牧市本庄 2 0 1 8 番地 2
指定事業所番号	2 3 7 3 8 0 2 0 4 6
電話番号	0568-39-5728
F A X	0568-78-0018
管理者氏名	大竹 浩子
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、春日井市、丹羽郡大口町・扶桑町

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 （2024 年 04 月 1 日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	4 人以上	（うち 1 名管理者と兼務）	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日休み） 但し 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	24 時間電話対応（営業時間外は 0568-39-5728 へご連絡ください）

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	特定事業所加算Ⅲ 介護度 1・2 14,385 円 介護度 3・4・5 17,704 円	特定事業所加算Ⅲにより 3,297 円の加算になります。
加算項目	初回加算 3,063 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,552 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,042 円 退院・退所加算ⅠⅠ、ⅡⅠ、ⅠⅡ、ⅡⅡ、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,042 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,084 円 通院時情報連携加算 510 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所ⅠⅠ 4,594 円 ・退院退所ⅡⅠ 6,126 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所ⅠⅡ 6,126 円 ・退院退所ⅡⅡ 7,657 円 ・退院退所Ⅲ 9,189 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。 カタカナはカンファレンスをしない場合がイ、行った場合がロとなります。
交通費	無料	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(7級地)1単位:10.21円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	大竹 浩子
窓口開設時間	9時～17時30分 以降は転送されます
電話番号	0568-39-5728
FAX番号	0568-78-0018

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
小牧市 介護保険課 給付指導係	0568-76-1153
犬山市 長寿社会課 介護保険担当	0568-44-0326
江南市 高齢者生きがい課	0587-54-1111
岩倉市 長寿介護課	0587-38-5809
丹羽郡大口町 健康生きがい課	0587-94-0052
丹羽郡扶桑町 介護健康課介護グループ	0587-93-1111
春日井市 健康福祉部 介護・高齢福祉部	0568-85-6182

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措

置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大竹 浩子
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備し従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業者に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。
- (5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。前6ヶ月間に、ケアプランに位置付けた以下のサービス割合をご説明いたします。
 - ①訪問介護、(地域密着)通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合。
 - ②訪問介護、(地域密着)通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。
- (6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

17. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス昭和居宅
所在地	愛知県名古屋市昭和区御器所二丁目 7 番地 2
指定事業所番号	2370700516
電話番号	052-693-6761
FAX	052-871-0566
管理者氏名	江口 洋二
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	名古屋市昭和区、瑞穂区

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年4月1日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	4 人	常勤 4 人（うち 1 名管理者と兼務）	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日（日曜日休み） 但し、12月29日～1月3日を除く
営業時間	9時～17時30分
営業時間外の対応	営業時間外の利用者・家族からの緊急の相談に対して、24時間、対応する体制を確保します。 営業時間外の相談は、事業所の電話番号までお電話ください。

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。
ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に提出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	
サービス 利用料	介護度1・2 16,652円 介護度3～5 20,243円	特定事業所加算Ⅱにより4,652円の加算が含まれます。
加算項目	初回加算 3,315円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,762円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,210円 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210円 ターミナルケアマネジメント加算 4,420円 通院時情報連携加算 552円	退院・退所加算 ・退院退所Ⅰ1 4,972円 ・退院退所Ⅰ2 6,630円 ・退院退所Ⅱ1 6,630円 ・退院退所Ⅱ2 8,287円 ・退院退所Ⅲ 9,945円
交通費	無料	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分（3級地）の単価（1単位：11.05円）を乗じて計算しています（端数切捨て）。

9. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	コープあいち福祉サービス昭和居宅 江口 洋二
窓口開設時間	9時～17時30分
電話番号	052-693-6761
FAX番号	052-871-0566

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
昭和区 福祉課 介護保険係	052-735-3914
瑞穂区 福祉課 介護保険係	052-852-9396
その他の区にお住まいの方は、介護福祉課	
名古屋市 介護保険課 指導担当	052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

※受付時間 平日9時～17時 (土・日休み)

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持 (契約書第10条参照)

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 江口 洋二
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備し従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の従業員への周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業者に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えて頂きますようお願いいたします。
- (5) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。
- (6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。前6ヶ月間に、ケアプランに位置付けた以下のサービスの割合をご説明いたします。

① 訪問介護、（地域密着）通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は次の通りです（2023年9月1日～2024年2月29日の実績）。

訪問介護	44.0%
通所介護	31.6%
地域密着型通所介護	22.1%
福祉用具貸与	69.7%

② 訪問介護、（地域密着）通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合は次の通りです（2023年9月1日～2024年2月29日の実績）。

訪問介護	コープあいち昭和	あんしんネットワーク	ケアリッツ御器所
	48.1%	12.4%	6.1%
通所介護	コープあいちデイサービス昭和	デイサービス楽音	ツクイ名古屋八事
	30.4%	10.5%	7.4%
地域密着型通所介護	デイフィットネス	グッドリハ鶴舞	リハトレわかば
	りめいく	16.4%	10.1%
福祉用具貸与	20.3%		
	コープあいち福祉用具名古屋	ケア・ファーム	ケアサポート中日
	41.2%	12.6%	4.0%

13. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス天白居宅
所在地	愛知県名古屋市天白区久方 1 丁目 1 2 9 番地
指定事業所番号	2 3 7 1 6 0 1 5 7 2
電話番号	0 5 2 - 8 0 0 - 2 9 4 1
F A X	0 5 2 - 8 0 2 - 2 7 1 0
管理者氏名	古嶋 允博
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	名古屋市天白区・緑区

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号 (代表)	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 (2024年9月1日現在)

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤 (介護支援専門員を兼務)	業務の統括管理
介護支援専門員	4 人	常勤 3 (うち 1 名管理者と兼務)、非常勤 1 名	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、12月29日～1月3日をのぞく
営業時間	9時～17時30分
備考	24時間電話対応 (営業時間外は 052-800-2941 へご連絡ください)

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当たり、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を受けることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。
 ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	介護度1・2 15,569円 介護度3・4・5 19,160円	特定事業所加算Ⅲ(3,569円)を含む。
加算項目	初回加算 3,315円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,762円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,210円 退院・退所加算Ⅰイ、Ⅱイ、Ⅰロ、Ⅱロ、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210円 ターミナルケアマネジメント加算 4,420円 通院時情報連携加算 552円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所(Ⅰ)イ 4,972円 ・退院退所(Ⅱ)イ 6,630円 カンファレンスありの場合 ・退院退所(Ⅰ)ロ 6,630円 ・退院退所(Ⅱ)ロ 8,287円 ・退院退所(Ⅲ) 9,945円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。カタカナはカンファレンスをしない場合がイ、行った場合がロとなります。
交通費	無料	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 地域区分(3級地)1単位:11.05円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	古嶋 允博
窓口開設時間	9時～17時30分
電話番号	052-800-2941
FAX番号	052-802-2710

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
天白区役所 福祉課 介護保険担当	052-807-3897
緑区役所 福祉課 介護保険担当	052-625-3964
緑区役所 徳重支所 区民福祉課 福祉係	052-875-2207
名古屋市 市役所 介護保険課 指導担当	052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 古嶋 允博
-------------	-----------

- (2) 法人として**虐待防止委員会を設置し**、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) **身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に**、従業員に対し、研修を実施します。

1 5. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の上承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

1 5. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださる

ようお願いいたします。

- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
 - (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えてください。
 - (5) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。
 - (6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。
- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	40.8%
通所介護	43.7%
地域密着型通所介護	19.0%
福祉用具貸与	78.3%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位は次の通りです。

訪問介護	コープあいち福祉サービス天白 25.7%	訪問介護事業所楽人 23.7%	あんしんネットワーク 12.4%
通所介護	デイサービス楽人・土原 20.8%	ツクイ名古屋天白 11.2%	デイサービスセンター大根・松岡健遊館 島田店 8.8%
地域密着型通所介護	おかげ庵梅が丘 21.0%	笑皆の風 10.1%	デイサービス笑皆の風アロハ・ベントスリハビリデイサービス天白 6.7%
福祉用具貸与	コープあいち福祉用具・名古屋 36.9%	福祉用具さぽーと援 10.8%	株式会社フロンティア名古屋南営業所 7.6%

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

[介護サービス情報公表システム](#)

検索

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス本山居宅
所在地	愛知県名古屋市千種区稲舟通 1 - 3 9 生協生活文化会館内
指定事業所番号	2370100071
電話番号	052-746-8302
FAX	052-781-8833
管理者氏名	柴田 啓子
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	名古屋市千種区、中区

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号 (代表)	052-703-1501

1. 事業所の職員体制等 (2024年9月1日現在)

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1人	常勤 (介護支援専門員を兼務)	業務の統括管理
介護支援専門員	8人	常勤7名 (うち1名非常勤)	ケアマネジメント業務
事務員	1人	非常勤	事務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (日曜日休み) 但し 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
営業時間外の対応	営業時間外の利用者・家族からの緊急の相談に対して 24 時間対応する体制を確保しております。 営業時間外の相談は事業所の電話番号までおかけください。

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (8) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	特定事業所加算Ⅰ(要介護3以上に利用者の比率が40%以上)の場合 介護度 1・2 17,735円 介護度 3・4・5 21,326円 特定事業所加算Ⅱ(要介護3以上に利用者の比率が40%以下)の場合 介護度 1・2 16,652円 介護度 3・4・5 20,243円	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。 特定事業所加算は利用者人数の変動によりⅠ⇒Ⅱ、Ⅱ⇒Ⅰで変更になる事があります。 ※退院退所加算詳細
加算項目	初回加算 3,315円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,762円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,210円 退院・退所加算Ⅰ1、Ⅱ1、Ⅰ2、Ⅱ2、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,210円 ターミナルケアマネジメント加算 4,420円 通院時情報連携加算 552円	カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰ1 4,972円 ・退院退所Ⅱ1 6,630円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰ2 6,630円 ・退院退所Ⅱ2 8,287円 ・退院退所Ⅲ 9,945円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ=2回連携)
交通費	無料	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 地域区分(3級地)1単位:11.05円(端数切捨て)

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	柴田 啓子
窓口開設時間	9時～17時30分
電話番号	052-746-8302
FAX番号	052-781-8833

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
名古屋市 市役所 介護保険課	052-959-3087
千種区 区役所 福祉課	052-753-1848
中区 区役所 福祉課	052-265-2324

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 柴田 啓子

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備し従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において利用者の生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態度及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業員に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。

- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。
- (4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。
- (5) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。
- (6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。
- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	44.1%
通所介護	39.9%
地域密着型通所介護	23.4%
福祉用具貸与	61.0%

- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位3位は次の通りです。

訪問介護	福祉サービス本山 50.7%	あんしんネットワーク 5.7%	ケアーズふくろう 4.4%
通所介護	リハスクエア覚王山 20.3%	フィットネスわかば 10.2%	サンサンリゾート新 8.6%
地域密着型通所介護	デイサービス千種 37.0%	デイサービス橋本 15.1%	あいじゅりハビリ 7.9%
福祉用具貸与	コープ福祉用具 66.1%	近鉄スマイル(株) 5.9%	(株)ヤマシタ千種 3.7%

17. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護サービス情報公表システム

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス安城
所在地	愛知県安城市大役田 3 4 ^ 1 9
指定事業所番号	2 3 7 2 1 0 0 3 4 2
電話番号	0566-95-5321
F A X	0566-99-1170
管理者氏名	竹尾 晃史
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	安城市、西尾市 碧南市 知立市 刈谷市

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 （2024年9月1日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1 人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	4 人	（うち 1 名管理者と兼務）	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日休み） 但し 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	24 時間電話対応

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明
サービス 利用料	介護度 1・2 14,681 円 介護度 3・4・5 15,702 円	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。
加算項目	初回加算 3,126 円 入院時情報連携加算Ⅰ 2,605 円 入院時情報連携加算Ⅱ 2,084 円 退院・退所加算Ⅰ1、Ⅱ1、Ⅰ2、Ⅱ2、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。) 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,084 円 ターミナルケアマネジメント加算 4,168 円 通院時情報連携加算 521 円	※退院退所加算詳細 カンファレンスなしの場合 ・退院退所Ⅰ1 4,689 円 ・退院退所Ⅱ1 6,252 円 カンファレンスありの場合 ・退院退所Ⅰ2 6,252 円 ・退院退所Ⅱ2 7,815 円 ・退院退所Ⅲ 9,378 円 ※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	無料	サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(6級地)1単位:10.42円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	竹尾 晃史
窓口開設時間	9時～17時30分 以降は転送対応
電話番号	0566-95-5321
FAX番号	0566-99-1170

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
安城市 介護保険相談窓口 高齢福祉課	0566-71-2290

西尾市 介護保険相談窓口 長寿課	0 5 6 3 - 5 6 - 2 1 1 1
刈谷市 介護保険相談窓口 福祉健康部長寿課	0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 1 3
碧南市 介護保険相談窓口 高齢介護課	0 5 6 6 - 4 1 - 3 3 1 1
知立市 介護保険相談窓口 長寿介護課	0 5 6 6 - 8 3 - 1 1 1 1

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 竹尾 晃史
-------------	-----------

- (2) 法人として**虐待防止委員会を設置し**、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を行います。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備し従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に、従業員に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので承認を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださるようお願いいたします。
- (3) 従業員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

(4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。

(5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

(6) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	35.5%
通所介護	55.0%
地域密着型通所介護	9.0%
福祉用具貸与	74.7%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位3位は次の通りです。

訪問介護	・ コープあいち 福祉サービス安城 49.8%	・ ちあいヘルパーケア 8.4%	・ ヘルパーステーション 小川の里 8.0%
通所介護	・ デイサービスセンター 小川の里 12.4%	・ アクティブケア咲の 樹 10.6%	・ デイサービス月の輝き 10.3%
地域密着型通所介護	・ ケアセンターうらら 27.0%	・ デイサービスアルク オーレ安城横山 23.8%	・ デイサービスさくら 15.9%
福祉用具貸与	・ コープあいち 福祉用具・岡崎 26.6%	・ 東海エイド安城 20.4%	・ かいごやさん安城店 18.3%

(令和6年8月末日現在)

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できるようになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護サービス情報公表システム

検索



居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、厚生省令 38 号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第 4 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス名東居宅
所在地	愛知県名古屋市名東区香南二丁目 1302 番地
指定事業所番号	2371501236
電話番号	052-760-5066
FAX	052-771-9766
管理者氏名	米丸 佳代
担当介護支援専門員	
サービス提供地域	名古屋市名東区、守山区

2. 生活協同組合コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人種別	消費生活協同組合
主たる事務所	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2023年10月1日現在）

職種	人員	勤務形態	業務
管理者	1人	常勤（介護支援専門員を兼務）	業務の統括管理
介護支援専門員	7人以上	（うち1名管理者と兼務）	ケアマネジメント業務

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日休み） 但し 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
備考	24 時間電話対応

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とします。
運営方針	<p>(1) 利用者の心身の状況、置かれている環境に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的・効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>(2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供されるサービスが偏らないよう、公正中立に行ないます。</p> <p>(3) 事業の実施に当り、行政や他の指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図り、保健・医療・福祉の視点に立ち、総合的なサービス提供ができるよう配慮します。</p> <p>(4) 要介護状態の軽減、悪化の防止、医療サービスとの連携に充分配慮します。</p> <p>(5) 自ら提供する指定居宅介護支援サービスの質の評価を行ない、常に改善を図るよう努めます。</p> <p>(6) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、利用者から事業者に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。</p>

6. 提供するサービス内容

種類	内容
申請援助	利用者の意思を踏まえ、要介護認定または要支援認定の申請に必要な協力を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者及び家族の要望と課題分析に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その内容について、利用者及び家族に説明し、文書による同意を得ます。
居宅サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供できるよう、事業者との連絡調整を行います。
情報提供	利用者が居住する地域のサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
サービス実施状況の把握	少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問して面接するとともに、ひと月に1回は居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づいてサービス利用表・提供表による給付管理を行います。

7. 介護支援専門員の交代

- (1) 担当介護支援専門員の変更を希望する場合は、ご連絡ください。
- (2) 事業者の都合により担当介護支援専門員を交代する場合は、事前に連絡します。

8. 居宅介護支援の利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を該当市町村の窓口に出しますと後日払い戻しを受けられる場合があります。

内 容	金 額	説 明	
サービス 利用料	特定事業所加算Ⅰ(要介護3以上に利用者の比率が40%以上)の場合	サービス利用料には①居宅介護支援費、②特定事業所加算が含まれています。 特定事業所加算は利用者人数の変動によりⅠ⇒Ⅱ、Ⅱ⇒Ⅰで変更になる事があります。	
	介護度 1・2		17,735 円
	介護度 3・4・5		21,326 円
	特定事業所加算Ⅱ(要介護3以上に利用者の比率が40%以下)の場合		
	介護度 1・2	16,652 円	
	介護度 3・4・5	20,243 円	※退院退所加算詳細
加算項目	初回加算	3,315 円	カンファレンスなしの場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,762 円	・退院退所Ⅰ1 4,972 円
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,210 円	・退院退所Ⅱ1 6,630 円
	退院・退所加算Ⅰ1、Ⅱ1、Ⅰ2、Ⅱ2、Ⅲ (金額は※退院退所加算詳細を参照。)		カンファレンスありの場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算		・退院退所Ⅰ2 6,630 円
		2,210 円	・退院退所Ⅱ2 8,287 円
	ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円	・退院退所Ⅲ 9,945 円
	通院時情報連携加算	552 円	※ローマ数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは退院に向けての病院と連携した回数を表しています。(例：Ⅱ＝2回連携)
交通費	無料		サービス提供地域以外は、実費をご負担いただきます。

※ 上記金額は所定の単位数に地域区分(3級地)1単位:11,05円(端数切捨て)で計算しています。

9. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

窓口担当者	米丸 佳代
窓口開設時間	9時～17時30分
電話番号	052-760-5066
FAX番号	052-771-9766

(2) 公的機関窓口

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
名古屋市介護保険課 指導担当	052-959-3087
名東区 区役所 福祉課	052-778-3097
守山区 区役所 福祉課	052-796-4603

10. 事故発生時の対応

- (1) 家族、主治医などへ連絡を迅速に行い、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

11. 秘密保持（契約書第10条参照）

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

当事業所の提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 米丸 佳代
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底

を行います。

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) **虐待防止のための指針を整備し**従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための**研修を実施**しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) **身体拘束等の適正化のための指針を整備すると共に**、従業者に対し、研修を実施します。

15. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどませること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

16. その他重要事項

- (1) 当事業所におきまして、利用者の心身の状態やおかれている環境、医療等の状況に変化がないか再度確認をし、こうした状況に変化がある場合は、居宅サービス計画を変更いたします。直接、居宅サービス事業所との相談による変更はお控えください。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することはお控えくださる

ようお願いいたします。

(3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

(4) 入院時には退院に向けた医療との連携の為に、入院先の病院に対して担当する居宅介護支援事業所名、担当ケアマネジャーの氏名を伝えていただくようお願いいたします。

(5) 南海トラフ巨大地震への対応、新型コロナ同様の感染症の発生に備え、事業継続、再開が早期に行えるように事業継続計画（BCP）計画を策定しています。

(6) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況の説明を行います。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合は次の通りです。

訪問介護	53.7%
通所介護	40.0%
地域密着型通所介護	16.5%
福祉用具貸与	69.5%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合の上位3位は次の通りです。

訪問介護	・ コープあいち 福祉サービス名東 61.6%	・ あんしんネットワー ク 9.1%	・ ヘルパーステーションア リス 5.9%
通所介護	・ ヒューマンライフケ ア本郷の湯 7.8%	・ デイサービスセンタ ーアクティブしらゆり もりやま 7.6%	ツクイ名古屋平和が丘 7.3%
地域密着型通所介護	・ 悠遊ハウス名東引山 17.0%	・ デイサービスあおき さん家香流 16.4%	・ JStep プラスα 12.1%
福祉用具貸与	・ コープあいち 福祉用具名古屋 72.1%	・ メディケア守山 7.5%	・ 株式会社ニシワキ 5.1%

16. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

介護サービス情報公表システム

検索

